

徴収猶予について

1 猶予の要件

- (1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があったとき。

2 申請期限

法定納期限までに申請してください。(但し、新型コロナウイルス感染症への罹患等特段の事情がある場合は、ご相談ください。)

3 猶予が認められると

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押処分(交付要求を除く)を猶予し、又は解除することができます。

4 申請の手続き

提出する書類

徴収猶予申請書

添付書類

- (1) 猶予の事実と該当する書類(罹災証明書、医療費の領収書・明細、廃業届、決算書、売上帳、給与明細、預金通帳、現金出納帳等の写し等)
- (2) 財産目録

5 担保の提供

猶予を受ける金額が100万円を超える場合かつ猶予期間が3ヶ月を超える場合には原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

提供できる担保の種類は不動産、動産等町長が認める財産

6 猶予期間

猶予を受けることができる期間は原則1年の範囲内で納税者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納することができる期間に限りますので、申出のあった分割納付計画が認められるとは限りません。

7 猶予の取消

猶予が認められた後に次に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- (1) 徴収猶予に係る町税を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) 分割して納付し、又は納入することを認めた町税をその期限までに納付し、又は納入しないとき（やむを得ないときを除く）。
- (3) 徴収猶予を受けている町税以外に新たに納入すべき町税が滞納となったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により徴収猶予の申請がなされ、それが判明したとき。
- (5) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により徴収の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合。

7 徴収猶予の取り消しがされると

猶予された町税を一括で納付または納入していただくこととなります。納付又は納入されていない場合は、法の規定により滞納処分（差押え）を執行することとなります。

8 内容の相談

税務課収納係までお問い合わせください。

富士河口湖町役場税務課収納係 電話：72-1113（直通）

メールアドレス：zeimu@town.fujikawaguchiko.lg.jp